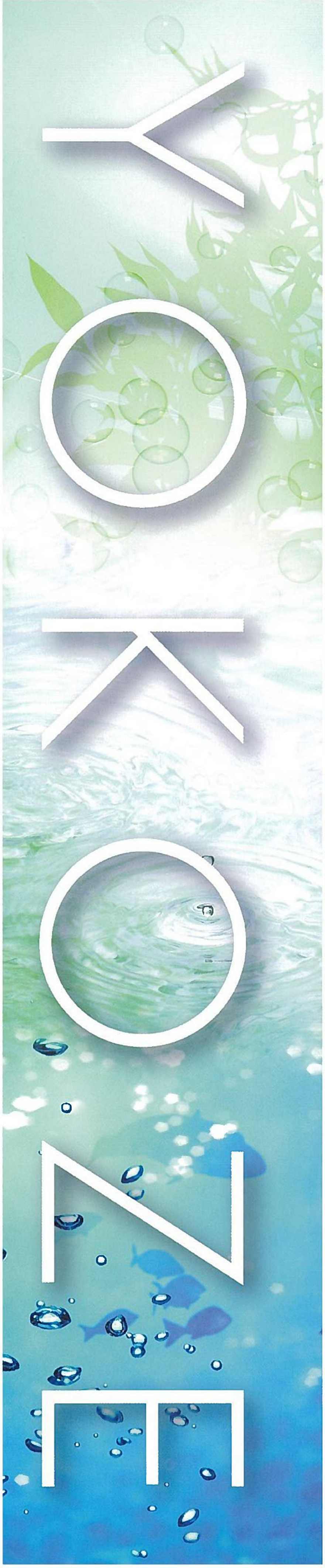

下水道の手引き

はじめに

健康で文化的な生活を送ることは私たちの願いです。しかしながら生活環境や生活様式の変化により、水の恩恵を忘れ、知らないうちに川が汚れてきています。

こうした中で、町では生活環境の改善や公共用水域の水質保全等のため、様々な工夫をしながら下水道事業を進めております。

下水道の目的を達成し有効利用するためには、区域内の住民の皆様に一日でも早く接続していただくことがとても重要となります。

この「下水道の手引き」をご覧いただき、各種制度を有効活用し、早期に下水道へ接続していただきますようご理解ご協力をお願いいたします。

横瀬町

下水道整備のメリット

下水道によってこんなに環境が変わります。

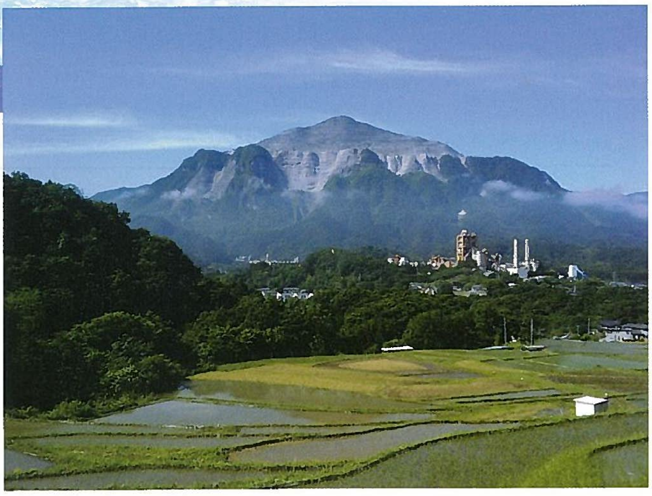

衛生的なまちになります

道路側溝や水路に流していた生活雑排水がなくなるため、においやハエ・蚊などの害虫の発生を防ぎ衛生的な環境になります。

維持管理の手間が軽減されます

浄化槽等のくみ取りや維持管理の手間がなくなります。

また、家の敷地内に汚水が留まることがなくなりますので衛生的です。

川がきれいになります

下水道管をとおってきた汚水は、横瀬町水質管理センターで処理され、きれいな水にしてから川へ戻されます。きれいな水が川に戻ることで水質や水量が守られ、きれいな水資源を未来に残すことにつながります。

下水道のしくみについて

下水道は大きく分けて家庭から排出される汚水や工場・事業場からの排水を集める「管渠」と汚水や排水を処理する「水質管理センター」で構成されています。

下水を排除する方法

下水道には、汚水と雨水を同じ管で一緒に集めて処理する「合流式」と汚水と雨水を分けて汚水のみを集めて処理する「分流式」があります。

横瀬町の排除方式は汚水のみを水質管理センターで処理する「**分流式**」を採用しています。

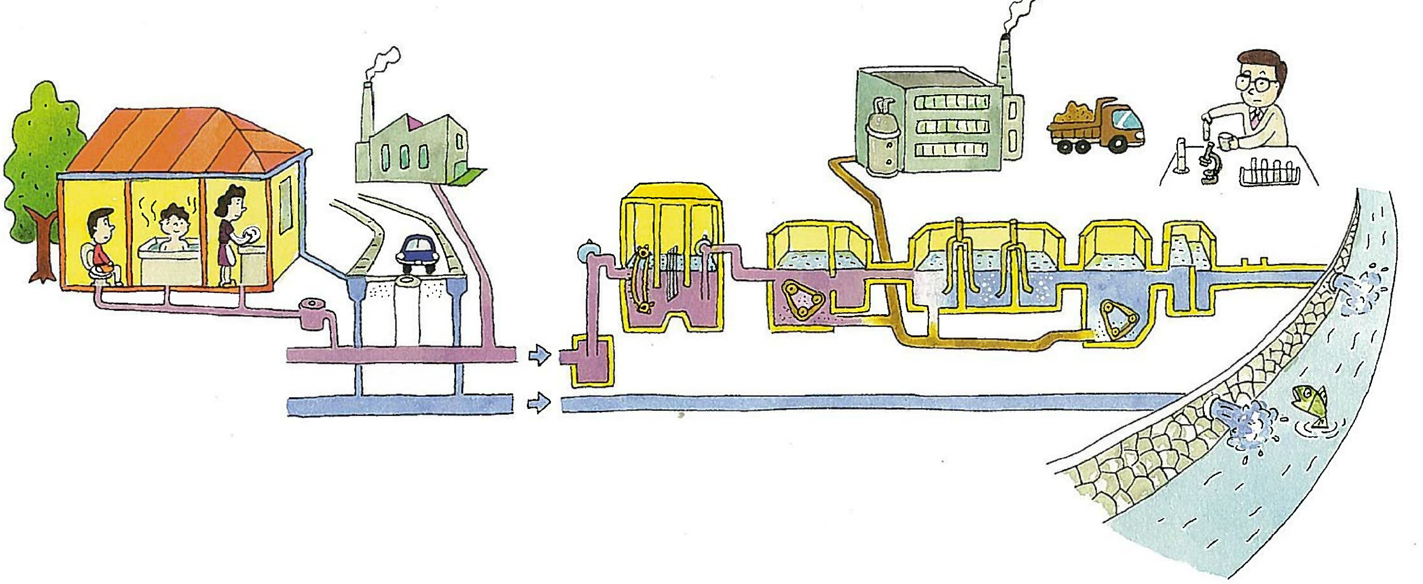

排水設備工事と手続きについて

排水設備工事をするときは、必ず町が指定している「指定工事店」へお申し込みください。

「指定工事店」は、基準に合った設備をつくるために必要な技術を習得しています。また、不当な工事の請求や粗悪工事、粗悪品の販売などをなくし、安心して工事をまかせることができるように町が指定したものです。

また、指定工事店は町に申請する必要書類の作成や提出をお客様に代わって行います。

まずは、指定工事店にお気軽にご相談ください。

なお、指定工事店の一覧については、町ホームページをご覧いただくか、建設課窓口にて配布しておりますのでご確認ください。

1

「横瀬町下水道排水設備指定工事店」へ申込みをします。

2

指定工事店が見積、設計にきます。

工事の申込み後、指定工事店が現地調査、設計、見積をしますので施工方法や費用等を打合せ工事の契約をします。

3

申請書を記入します。

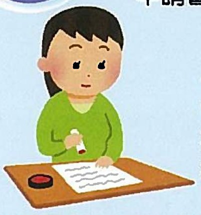

工事契約を済ませたら、町へ提出する申請書に必要事項を記入し、捺印します。

助成制度を利用する場合は、同時に申請します。

記入方法については、指定工事店がサポートしてくれます。

4

町へ確認申請書を提出します。

必要事項を記入した申請書は、指定工事店が代行して町へ提出してくれます。助成制度の申請書も同様です。

5

町が申請内容を審査します。

申請された内容が適正であるか町が審査します。

助成制度を利用する申請をした方へは利用できるかどうかについて通知します。

6

工事に着手します。

町の審査後、工事許可が出され工事に着手します。

7

工事が完成。

工事が完成すると、工事完了届を町へ指定工事店が代行して提出してくれます。

8

工事検査をします。

指定工事店から提出された図面どおりに施工されているか、町の職員が現地で検査を行います。

9

使用開始になります。

工事検査完了後、使用開始届を町へ提出し使用開始になります。

ご注意ください! 役場に無届けで工事を行った場合や排水設備指定工事店以外の業者で工事をした場合、下水道条例違反となり罰則の対象となります。工事もやり直していただく事ことになりまので、必ず指定工事店に工事を依頼してください。

排水設備について Q&A

Q 排水設備とはどういうものなのですか?

A 排水設備とは、台所やお風呂、トイレなどから出る生活排水を町が設置した「公共ます」まで流すための施設です。
　水洗トイレへの改造や宅内の排水管、接続ます設置などの工事がこれにあたります。この排水設備の部分は、使用者の負担で工事していただき、設置後の補修や点検、管理もしてもらうことになります。

Q 誰が工事を依頼するのですか?

A 排水設備は、建築物の所有者が指定工事店に依頼して工事していただきます。
　借家人など土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事依頼をする事もできますが、この場合は建築物の所有者の同意が必要となりますので、申請前に建築物の所有者と相談してください。

Q 現在、浄化槽を使っていますがどうするのですか?

A お住まいの地域が下水道を利用できる(供用開始)ようになった場合は、下水道へ接続していただくことになります。
　その場合、浄化槽は必要なくなるため浄化槽内のくみ取り・清掃・消毒の後に浄化槽の機能を廃止する処置をし、その後に処分します。詳しい処分方法については、工事店にご相談ください。

Q 工事はいつまでにしなければならないのですか?

A 下水道の供用開始となる処理区域内で、下水道法の規定により、単独・合併浄化槽を使用している方は原則として1年以内、くみ取り便槽を使用している方は3年以内に接続していただく事になっています。また、処理区域内で建物を新築する場合は、下水道に接続しなければなりません。

町では合併浄化槽や単独槽、くみ取り便槽から下水道へ接続する工事をする方に対して、費用負担軽減のための助成制度を設けています。詳しくは、次のページをご覧ください。

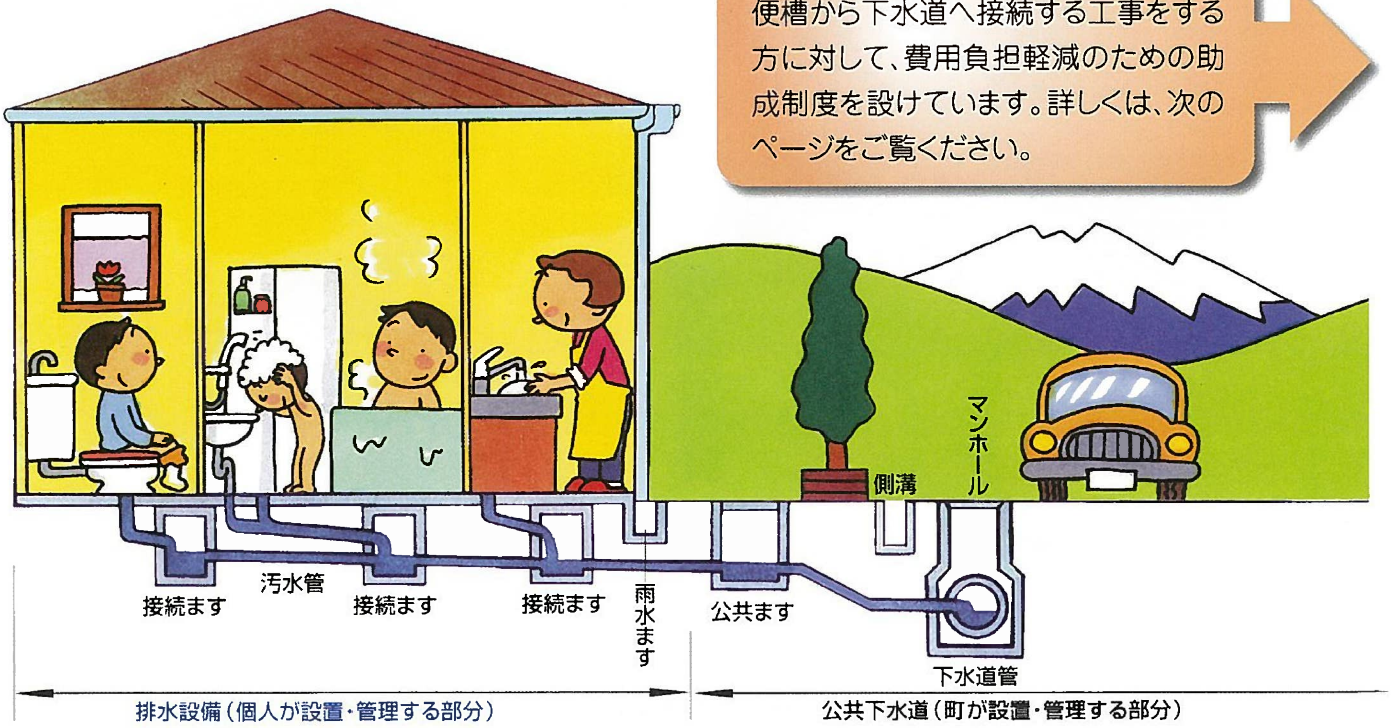

助成制度について

横瀬町では、下水道が使用可能になった区域で接続工事を行っていただく方の負担軽減のため、排水設備設置費助成金制度、または排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給の制度があります。

制度のご利用にあたっては、どちらか一方を選択してください。

排水設備設置費助成金制度

設置義務者、改造工事等の区分と助成金の額

設置義務者の区分	改造工事等の区分		助成金の額
生活保護受給者で生活扶助を受けている方	改造工事を実施する場合		改造工事費と50万円のいずれか少ない額
上記以外の方	くみ取り便所を水洗便所に改造する工事（水洗化工事）及びこれに附帯する排水設備工事を実施する場合	供用開始1年以内	50,000円
		供用開始2年以内	30,000円
		供用開始3年以内	20,000円
	既設浄化槽の廃止を伴う改造工事（接続工事等）及びこれに附帯する排水設備工事を実施する場合	供用開始1年以内	50,000円
	大型合併浄化槽（51人槽以上）を伴う改造工事及びこれに附帯する排水設備工事を実施する場合	供用開始1年以内	改造工事費と50万円のいずれか少ない額

助成金交付の手続き方法

1. 排水設備費設置費助成金交付申請書の提出
（排水設備等計画確認申請書と同時に提出）
2. 排水設備設置費助成金の交付決定
3. 排水設備等の工事完了
（排水設備等工事完了届を提出）
4. 排水設備設置費助成金の交付額確定
5. 排水設備設置費助成金の請求
（排水設備設置費助成金請求書を提出）
6. 町より助成金の交付

排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度

融資あっせん条件

融資あっせん金額	改造工事1件につき10万円以上50万円以内（1万円単位）
償還方法	融資を受けた日の属する月の翌月から3年以内に償還
利子	融資金は無利子（延滞利息は本人負担）

対象工事

- くみ取り便所を水洗便所に改造するための工事
- 既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための工事
- その他の排水設備工事等

融資あっせん対象者

- 建物の所有者又は所有者の同意を得た使用者
- 資金の償還について十分な支払い能力を有する者
- 町税を滞納していない者
- 自己資金のみでは、改造工事費を一時に負担できない者
- 供用開始後3年以内に行う改造工事であること
- 町長が適当と認める連帯保証人を有する者

融資あっせん手続きの方法

1. 排水設備改造資金融資あっせん申請書の提出
（排水設備等計画確認申請書と同時に提出）
2. 排水設備改造資金融資あっせんの決定
（排水設備改造資金融資あっせん決定通知書の受領）…①
3. 排水設備等の工事完了
（排水設備等工事完了届の提出、排水設備検査済証の受領）…②
4. 取扱金融機関への申込み
①②の書類等を添付して武蔵野銀行横瀬支店　又は ちちぶ農業協同組合横瀬支店へ申込み
5. 金融機関より融資
6. 翌月より償還開始

使用料について

下水道が使えるようになると、汚水量に応じて「下水道使用料」をいただくことになります。
この使用料は、下水道施設の清掃、修理、水質管理センターの維持管理費にあてられます。

汚水量の算定

1. 水道水だけを使用する場合は、水道の使用水量とします。
2. 一般家庭用として井戸水等を使用している場合は、世帯員一人につき6㎥とします。
3. 一般家庭用として井戸水等と水道水を併用している場合は①と②の使用水量の多い方とします。
4. 一般家庭用以外で井戸水等を使用している場合は、計測装置によるものを使用水量とします。
5. 一般家庭用以外で井戸水等と水道水を併用している場合は、①と④を合算したものを使用水量とします。

下水道使用料（2ヶ月あたり）

基本使用料

汚水量	下水道使用料
0から10㎥まで	3,000円

従量使用料

汚水量	下水道使用料（1㎥あたり）
11㎥から	100円／㎥

※基本使用料と従量使用料の合計に
別途消費税等がかかります。

町民の皆様へ

下水道管は、道路内に管を埋設することが多く、工事中は通行止等で交通に大きな影響を与え、住民の皆様にご不便をおかけいたします。

お近くで下水道工事が行われている際にはご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

横瀬町　建設課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
TEL:0494-25-0117
FAX:0494-23-9349
E-Mail:gesui@town.yokoze.saitama.jp